

沖繩市議会だより



Okinawa city assembly news 2016
平成28年11月臨時会・12月定例会

第52号
平成29年3月17日



平成28年第386回沖繩市議会12月定例会が、12月1日から12月19日までの19日間の会期日程で開かれました。12月定例会は、平成28年度沖繩市一般会計補正予算(第4号)ほか29件の議案等が審議されました。

平成28年12月 第386回 沖繩市議会定例会

月日	日程	内容
12/1 木	議案説明	議案の提案、説明
12/2 金	議案研究	議案の研究
12/5 月 12/6 火	議案審議	議案への質疑(委員会付託及び付託省略)、討論、採決
12/8 木	常任委員会	総務、教育福祉、市民経済、建設委員会における付託案件の審査
12/9 金	基地内視察	嘉手納弾薬庫知花地区への倉庫群移転に関する視察
12/13 火	委員長報告 一般質問	各委員会における審査報告及び採決市の行政事務についての質問
12/14 水 12/15 木 12/16 金	一般質問	市の行政事務についての質問
12/19 月	一般質問 議案審議	市の行政事務についての質問 意見書・決議

議会傍聴の御案内

沖繩市議会では、市民の皆様の生活に密着した重要な問題や課題が審議されています。本会議場で行われる議案審議や一般質問等については、傍聴が原則可能です。市政を身近に知るために議会を傍聴してみませんか。

沖縄市議会だより

今定例会の一般質問につきましては、紙面の都合上、主な内容を要約して掲載してあります。なお、詳しい内容は会議録を市立図書館、自治会事務所で「ごらんになるか、議会ホームページで会議録検索システムをごらんください。」

一般質問



藤山 勇一 議員

子育て支援について

- ①子育て情報の発信、予防接種や健診などのお知らせについて伺う。
- ②保育所や幼稚園などのお知らせについて伺う。
- ③市の子育てイベントなどのお知らせについて伺う。
- ④情報発信アプリなどの導入について伺う。

〇こどものまち推進部長

①対象者には正しく理解した上で接種できるよう、予防接種に関する冊子等を標準的な接種期間に合わせて個別通知してまいります。また、広報おきなわ、予防接種法施行令に基づく広告、市ホームページへの掲載のほか、未接種者に対しては再度通知するなど適宜対象者へ情報提供してまいります。また、乳幼児健診の対象者には封書にて

受診票及びお知らせ等の個別通知とあわせて母子保健カレンダーを配布し、未受診者に対しては、個別に受診勧奨はがきを発送してまいります。

②保育所や幼稚園の入園申し込みなどの情報については、広報おきなわや市ホームページへの掲載、防災無線による呼びかけ、各保育所での案内掲示等により、保護者への周知を図っているところですが、さらなる周知徹底を図ることが課題であると認識しています。

③子育て支援センターやつどいの広場における子育て講座や交流会などの周知については、毎月発行している支援センターだよりやつどいの広場だよりに情報を掲載し、乳幼児を抱える世帯への周知に努めています。また、児童館まつりの周知については、広報おきなわ及び市ホームページへの掲載を初め、関係機関等にポスターを掲示するとともに、近隣の幼稚園の園児、小学校の児童にチラシの配布等を行っています。

④平成二十九年二月の利用開始を目指し、利便性の高い子育て情報提供システムの導入に取り組んでおり、保育所や幼稚園、放課後児童クラブの紹介、延長保育等のサービス内容、施設の位置情報等をパソコンやスマートフォンなどで検索できるようにいたします。さらに、子供に関する各種サービスや相談窓口等の情報を集約し、わかりやすく掲載したガイドブックの作成も手がけており、子育て世代などに配布し、より円滑にサービスが利用できるよう努めてまいります。支援やサービスを必要とする方々が気軽に、各種子育て情報にアクセスできる環境をつくっていくために、さまざまな情報発信のツールが用意されていることが大切です。子育て情報アプリはその一翼を担

う可能性があるものとして今後、調査研究してまいります。



森山 政和 議員

市民との協働によるまちづくりの推進について

①タウンミーティング（市政懇談会）で市民からどのような意見、要望・要請、提言などがあり、課題についてどのように対応していくのか。

②自治会の歴史について伺う。

③区長制度における区長選任の方法及び区長の業務内容と、現在の自治会費に似た会費の徴収があったのか。また、自治会になつてからの会長の業務内容も伺う。

④自治会の必要性について伺う。

⑤自治会加入率アップのための秘策を伺う。

⑥若年層やPTAの加入率の低さが課題として上げられたが、その対策を伺う。

⑦自治会の重要性についての意識啓発には学校教育の担うところも大きいと考えるが、教育委員会の見解を伺う。

〇総務部長

①コザ十字路を中心とした活性化、再開発、自治会への加入促進、牧港倉庫群の受け入れについて、アリーナ建設と駐車場の確保等、さまざまな質問があり、要望につきましては冊子としての取りまとめを予定、対応すべき課題につきましては、各部署において短期に取り組むもの、あるいは中長期スパンと分けて取り組んでいくものと考

えています。

〇市民部長

②昭和三十七年の市町村自治法の一部改正により、区及び区長制度が廃止となり、市の要請により地域の方々に自治会を組織していただき、これまで区長が行っていた業務を市の業務と新たに組織された自治会の業務に区分し、事務委託を行い、現在に至っています。

③市町村自治法によりまずと、「区長の任期を一年とし、区民の推薦により市町村長がこれを任命する。ただし、市町村長は任期中でもこれを解職することができるとなっていました。また区長の業務内容は、徴税令書、督促状及び催告書の配布と税金の徴収及び行政の文書配布やお知らせなどの周知を行っていました。

次に、自治会になってからの会長の業務内容については従来、区長が行っていた事務中、徴税令書、督促状及び催告書の配布と税金の徴収は市で行い、そのほかの文書配布やお知らせなどの周知の業務は自治会に担ってもらうことになりました。

当時の新聞報道によりますと、コザ区におきましては月八セントの区費を徴収していたと報じられています。

④自治会は同じ地域に住む方々が自主的に結成し、運営している団体であり、会員の親睦を図るとともに、良好な生活環境を築いていくため、さまざまな地域活動を行っています。市民の生命、財産を守る立場にある本市としましては非常時に即応できる自治会は欠かすことができない存在と捉えています。

⑤年々自治会加入率は減少しており、特にアパートやマンション世帯の加入が依然

として厳しい中、県内初となる沖縄市自治会長協議会、沖縄県中部宅地建物取引業者会、沖縄市による三者協定調印式を去る九月一日に行いました。本協定により、沖縄

県中部宅地建物取引業者会の加盟店舗において、アパート、マンションの新規入居者や住宅購入者等に対し、自治会加入のパンフレット配布と、加入の働きかけを行っていただけることになりました。さらに先月二十二日には、沖縄市自治会加入促進協議会を立ち上げ、第一回目の会議を終えたところであり、自治会長協議会を中心に、地域関係者及び行政が一体となり、一人でも多くの市民に自治会に加入していただき、安全・安心なまちづくりに向け、自治会長協議会とともに頑張っていきます。

○教育部長

⑥PTAの自治会加入への対策について教育委員会としては、市PTA連合会の総会や毎月開催される委員会等において関係部局と連携し、自治会加入の呼びかけを行うことも有効な方法と考えています。さらに各小中学校で保護者向けに発刊する学校だよりなどで、児童生徒の通学路の安全確保のための保安灯の必要性、自治会行事の紹介や自治会活動状況など、地域自治会に関する記事の掲載も一つの方法と考えています。

次に、若年層の加入については、市青年団協議会と協働で開催している青年フォーラムにおいて、次年度は「自治会ってなんだ」をテーマにフォーラムを開催する予定であり、その中で自治会が行っている防犯活動、ごみや騒音などの環境問題、道路や公園の整備、青少年の健全育成など、個人では解決できないことを考える場を共有

し、自治会加入への呼びかけを行っていきたいと考えています。

○指導部長

⑦「わたしたちのまち大好き」という単元で、各地域の自治会、公民館をめくり、直接自治会長から公民館の役割や働きを学ぶ学習、三〇四年生の社会科の授業を通して地域よさを学ぶ学習、六年生においても地方自治等に関する項目で学習をしているところです。沖縄市教育委員会としましては、地域に学び、地域に生きる人材の育成の観点からも、学習を基盤とした学校と自治会のかかわり、また、地域行事を基盤とした児童生徒と自治会のかかわり等、学校、保護者、地域の連携に向けた取り組みを支援していきます。



屋富祖 功 議員

市内小・中学校生徒の登校について

- ①通学区区域範囲の制限について。学校に通う距離が平均して遠い地域はどこか。距離、通学方法はどうか。
- ②児童生徒の通学手段の調査を行っているか。
- ③公共交通機関を利用して通学している生徒の状況を伺う。
- ④徒歩通学に対しての見解を伺う。

○指導部長

①通学距離が遠い地域として、小学校で

は、美里小学校区域内の小浜養蜂場がある知花五丁目の地域、中学校では美里中学校区域内のうるま市との境界にある池原三丁目の地域です。

距離は小学校で約二・五キロメートル。中学校で約四・四キロメートルあり、おおむね文部科学省が考える徒歩による通学距離基準内とはなっていますが、遠方から来る児童のほとんどは保護者の車で登校しており、部活動で帰りが遅いため保護者が送迎しているという状況もあります。また、少数ですがバス通学の児童生徒もいます。

②教育委員会として児童生徒の通学手段に関する全体的な調査は実施していませんが、大規模校が多い東部地区の小学校の現状や今後の動向等を把握するため、平成二十七年一月に東部地区の五つの小学校の各学年の一学級を対象に通学手段や学校規模等に関するアンケート調査を実施しています。また、各学校においては年度初めの家庭調査票の中で、児童生徒の通学方法や通学時間について把握しているところです。

③全体的な通学手段を把握しておりませんので、参考として東部地区の五つの小学校を対象としたアンケート調査の結果からお答えします。アンケート調査の有効者数七百六人のうち、登校時にバスを利用して児童はゼロ、下校時は七人で、有効者数の一％となっています。次に、通学手段の主なものとして、登校時は徒歩五百四十二人七六・八％、家用車百六十二人二二・九％で、この二つがほとんどを占めています。下校時は、徒歩五百三十九人七六・三％、家用車八十七人一二・三％、その他児童や塾等のバス五十四人九・一％となっています。

④徒歩通学というのは、子供たちの健全育成、またほかの子供たちの安全という点も含め、非常に効果的なものであると認識しており、各学校において、入学説明会や

年度初めの通知文等で、徒歩通学登校の奨励を行っています。教育委員会としましては、基本的な生活リズムの形成と運動の日常化による体力向上と健康の保持増進の観点から、徒歩通学は大切なことだと捉えています。今後は、健やかな体の育成の実践項目として、徒歩通学登校を各学校にも奨励していきたいと考えています。



稲嶺 隆之 議員

広島東洋カープ寄附金活用事業について

- ①決定事業の内容と予算額を伺う。
- ②その他事業案の内容と予算額を伺う。
- ③高校野球の招待試合を行うとのことだが、具体的な内容を伺う。

○企画部長

①広島東洋カープの寄附金の使途につきましては、他に補助メニューがなく、かつスポーツ振興や地域の活性化に寄与するための事業に充てることを基本とし、スポーツ振興に寄与する施設整備、スポーツ及び文化の振興に寄与する人材育成、健康長寿に寄与する市民の健康づくりの三つの方針を立て、全庁的に具体的な活用事業を検討しているところです。既に寄附金活用を決定した事業としては、方針一の施設整備で、

コザ運動公園内の投球練習場の建てかえに係る総合運動場整備事業、方針二の人材育成として、スポーツコンベンションシティ宣言二十周年記念事業に係るスポーツコンベンションシティ推進事業と県外から高校野球の強豪チームを招聘し交流試合を開催する青少年スポーツ推進事業となっており、総合運動場整備事業に三百万円、スポーツコンベンションシティ推進事業に八十万円、青少年スポーツ推進事業に二百五十万円を充当しているところで。

コザ運動公園内の投球練習場は広島東洋カープだけではなく、社会人野球や高校野球など、広く市民に活用していただいていますので、スポーツ振興や地域の活性化の観点から、より使いやすい施設に改修するため、今年度は設計委託料の一部に寄附金を活用したところです。また本市は広島東洋カープのキャンプ受け入れ、FC琉球と琉球ゴールデンキングスのホームタウン宣言を初め、さまざまなジャンルの大会や合宿の受け入れを行うなど、スポーツを通じて地域振興を推進してまいりました。二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、今後ますますスポーツ産業の活性化やそれを担う人材が必要となつてきます。その機運を盛り上げるため、スポーツコンベンションシティ宣言二十周年記念事業の一部に、また児童生徒などを初め、青少年の育成に向けた取り組みとして、広島東洋カープ寄附金の一部を活用したところで。

②その他の事業につきましても、三つの方針に沿って、次年度の当初予算で計上していきたいと考えており、まだ検討中ですが、小学生の野球大会、市民や市内関係団体等が参加するスポーツ大会や交流試合に

係る派遣費の支援など、また市民の健康づくりの事業活用案として、市民が参加するウォーキング大会や健康づくり活動を普及推進する事業などがあります。各事業の予算案につきましては現在、当初予算に向けて予算編成作業中ですので、関係部署と議論をしていきたいと考えています。

○教育部長

③去る十二月九日金曜日、美里工業高校の神谷先生、美来工科高校の真玉橋先生のほか、県高野連中部地区の県内高校関係者等とお会いした際、高野連側から日程案が提出されています。案の段階ですが、三月十一日土曜日九時に開会式を行い、その後午前十時に第一試合、履正社高校対美来工科高校、続いて第二試合に履正社高校対美里工業高校となっております。二日目の十二日曜日は九時半開始で、第一試合が履正社高校対コザ高校、続いて第二試合が履正社高校対美里高校という組み合わせとなっております。運営方法と詳細については今後、高野連関係者と調整していく予定です。



前宮 美津子 議員

公共交通行政について

- ①沖縄市の交通網の現状をどう認識しているのか。
- ②コミュニティバスはどういう役割を担っているのか。
- ③市民はコミュニティバスに何を求めているのか。

④今後の交通網の整備充実について、市としてどのようにお考えか。

⑤住民参加による交通政策について伺う。

○建設部長

①本市の公共交通網としましては、国道三三〇号及び国道三二九号を中心に路線バスが運行していますが、市域を網羅するには、市街地の拡大や路線バスの運行路線の減少などもあり厳しい現状にあります。

②コミュニティバスは、高齢者等の移動手段として、市街地内の主要施設や観光拠点、路線バスの運行がない地域の循環などを担うことが多い状況です。

③本市交通基本計画策定時におけるワークショップや先日開催したタウンミーティング等において、本地域に路線バスを走らせてほしい。中心市街地域外に循環バスを拡充してほしい等の御要望がありました。市域を網羅する路線バスの拡充や、コミュニティバス等の運行などによる公共交通の利便性確保が求められています。

バス事業者が採算性の面から運行路線の廃止を余儀なくされたとき、路線バス拡充につきましても厳しい現状があります。またコミュニティバスの運行につきましても、平成十九年度に実証実験を行っていますが、運営コスト等に課題があり、本格運行は困難とされた経緯があります。

④今年度より公共交通に関するマスタープランとなる公共交通網形成計画の策定に向けて取り組んでいます。これは本市の公共交通の課題や、県を中心に検討が進められている基幹バス構想及び鉄軌道等の新たな公共交通を踏まえ、子供や高齢者等、誰もが利用しやすい公共交通ネットワークを一体的に形づくり、持続させることを目的

に、地域全体の公共交通のあり方、住民交通事業者、行政の役割を定めるものです。今年度は基礎調査として、本市の公共交通に関する問題点や課題等を整理し、次年度より公共交通の利便性向上に向けた課題解決策として、バスが不便な地区における既存路線バスの拡充や、新規の路線バス及びコミュニティバスの導入等、各種施策を関係機関等とともに検討してまいります。

⑤公共交通網形成計画の策定においては、学識経験者やバス事業者、国や県の道路管理者、また自治会等の各種団体の代表により構成する協議会において、計画内容について検討を行います。また市民を対象としたアンケート調査や、自治会や学校機関等へのヒアリング、パブリックコメント等の実施により、高齢者や障がい者、学生、社会人など、さまざまな立場の方々の声を反映させながら、公共交通の利便性向上に向け、検討を進めていきたいと考えています。



高橋 真 議員

ICTを活用した雇用対策行政について

- ①障がい者の在宅就労支援の現状と課題について、雇用対策の面、福祉の面について市当局の見解を伺う。
- ②平成二十七年より厚生労働省の就労移行支援事業を在宅で利用することが認められたが、本市において、この制度を活用することによって、今後どのような展開が期待されるか。

③熊本市にあるNPO在宅就労支援事業団

のような先進的な取り組み事例を紹介するシンポジウムを開くなど、広報等を活用して制度の周知を図ることを提言するが市当局の見解を伺う。

④テレワークセンターの活用方針、計画を今後検討する中で、スタートアップカフエ・コザやハローワーク等の関係機関と有機的に連携して、障がい者のテレワーク（在宅就労）を推進する観点から、本市の雇用政策的に発信運用できる拠点を設置することを提言するが、市当局の見解を伺う。

⑤障がい者の就労移行支援事業が在宅でも活用できることが可能になったことも含め、総合的な雇用対策に障がい者の就労支援という視点も入れて進めていただけないか、市長の見解を伺う。

○経済文化部参事

①障がい者の在宅就労支援の現状としまして、障がい者雇用に積極的に取り組む企業はあるものの、障がい者を含めた社員の在宅就労を推進する企業は少ないと考えています。しかし今後は情報通信技術を活用した在宅就労等の新たな働き方に対するニーズがふえることが十分に予想され、企業への制度周知や必要な資格、技術の習得などに対する支援が雇用対策に有効になるものと考えています。また在宅就労における課題としては、福祉、教育、雇用の部分と企業との連携も必要になってくると思われるほか、労務管理、社内のコミュニケーション、セキュリティ対策等が挙げられると考えています。

○健康福祉部

①本市において、障がい者の在宅就労支援を行える事業所はほとんどなく、障がい福祉課で把握している就労訓練事業所は1カ所、個人のニーズや在宅就労支援に対する訓練ニーズは把握できていないのが現状です。課題としましては、障がい者の就労の選択肢をふやすためにも、雇用する側の在宅就労ニーズを把握している関係機関と就労訓練事業所との情報連携を密にする取り組みが必要だと考えています。

②就労移行支援事業を在宅で利用することが認められたことにより、新たな可能性が広がってきました。在宅就労という選択肢を持つことで、就労移行支援事業の在宅利用ができる事業所が少しでもふえ、雇用ニーズを把握できる関係団体と連携することにより、より多くの方が多くの選択肢の中から就労先を選べるようになることが期待できると思っております。

○経済文化部参事

②雇用対策としましては、在宅就労等における働き方の多様化という面で、障がい者の一般就労に向けた選択肢の広がりや新たな雇用創出という展開が期待できるものと考えています。また企業と求職者のマッチング等においても福祉分野と連携した取り組みが期待できるものと考えています。同時に、連携を密にすることにより、視野の広い就業支援、育成を図るとともに、専門性を取り入れることで就業能力の開発にも寄与できるものと考えています。

○健康福祉部長

③健康福祉部においては、平成二十九年四月に障がいをお持ちの当事者であり、起

業家でもある方をお招きし、講演会を行う予定です。今回、議員から御提案の先進的な取り組み事例を紹介すること、制度の周知を図ることも念頭に置き、関係機関とともに講演会の開催など、前向きに取り組んでいきます。

○経済文化部参事

③経済文化部におきましては、平成二十七年より雇用側と支援者のための雇用促進フォーラムと題して、県外でさまざまな制度を活用しながら、企業の障がい者雇用を実践している方の地方講演や、県内で障がい者雇用に取り組まれている企業の事例発表等を開催し、制度の周知や障がい者雇用にかかわる支援者の意識啓発等に努めているところです。

④障がい者の在宅ワークを政策的に発信運用する拠点の設置につきましては、本市に所在するテレワークセンターを含む情報通信関連施設の特性も踏まえつつ、今後、整備計画等を策定する際に、関連課及び関係機関とも十分に連携を図りながら、しっかり検討していきたいと考えています。

○市長

⑤就労移行支援事業の制度改正につきましましては、在宅を含む新たな働き方に有効な福祉サービスになると考えています。また在宅コールセンターや創業起業支援スタートアップカフエ・コザにおけるプログラミング講座など、人材育成に取り組んでいる状況もありますので、障がい者を含むさまざまな視点から総合的な就労支援等を積極的に進めていきたいと思っております。



島田 茂 議員

東部まつりについて

①来場者数や予算、収益について伺う。

②まつりの目玉である大花火大会は東部海浜開発事業のPRにもなっており、集客の上でも重要な催しと考えられるが、来年度以降の予算等の見通しはどのようなのか。

③本市において、人口増加区域でもある東部地域で、東部まつりを市として主催することは大変意義深いものと考えているかどうか。

○市民部長

①まつり二日間の延べ観客数は十万人。歳入が七百七十八万五千二百四十円、歳出が七百四万四千五百六円、決算収支七十四万七千三百四十四円です。

○建設部参事

②本市東部地域の地域活性化を目的に東部まつりの開催時期に合わせ、平成二十六年より花火を打ち上げています。過去三年の打ち上げも、市民の方々から大変好評を得ており、花火に対する期待感が年々高まっている状況です。来場者数が年々増加している現状からも事業効果があらわれているものと考えています。当該事業の継続実施につきましては、東部地域自治会からの要請も受けており、当局としましては、前向きに検討していきたいと考えています。

○市民部長

③平成十六年から始まった東部まつりは回を重ねるごとに地域の皆様の連携も深まり、東部地域の活性化はもとより本市発展の一助となっています。本市では現在、東部まつりを初め、中部地区の越來城下町まつり、北部地区の美ら里まつりに補助を行っています。当初は一自治会五万円の補助でスタートしましたが、平成二十五年度より一自治会十万円へ補助金の見直しを行ってきました。市としては、まつりの運営はこれまでどおり市民主体となっており、ことが本来の姿と考えており、今後さらなる支援の強化を行っていききたいと考えています。



金城 由美 議員

本市の下水道整備の現状について

①平成二十七年十二月十七日に大里自治会から、下水道が整備されていないため、悪臭や蚊の発生の原因となっている地域の調査、早急な改善の検討の申請書が出ている場所の現状について伺う。
②申請書に対する回答はどのような方法で行っているか。
③今後の対策はどうなっているのか。

○建設部長

①当該地域は窪地となっており、地形的に課題があることや、周辺道路が私有地地権者の承諾が得られなかったため未整備の状況となっています。また申請がありま

した側溝整備の路線は県道であることから、中部土木事務所へ対応を依頼しており、今年度で一部側溝整備を予定していると考えています。
②下水道整備については現地確認を行った後に整備に対する方針を検討することや、現場条件等により整備が可能となった場合には、地権者の方から施工承諾を得る必要があること、それらの課題解決のために自治会の御協力をいただきながら検討していきたい旨、平成二十七年十二月二十二日付の文書にて回答しています。また側溝整備につきましては、中部土木事務所へ要請した旨を自治会長にお伝えしています。

③当該地域の下水道整備を行うためには、地権者の施工承諾を得る必要があります。また地形的に窪地となっており、汚水をポンプアップさせる装置が必要となりますが、設置費が高額となることから、接続見込み件数等も考慮しながら検討したいと考えています。



諸見里 宏美 議員

非正規公務員の処遇について

①非正規公務員への退職手当支給を適法とした東村山市嘱託職員退職手当支給損害賠償請求住民訴訟（東京地裁平成十九年十二月七日）。一審の判決を覆し、退職手当の支払いを命じた中津市非常勤職員退職手当支給請求訴訟（福岡高裁平成二十五年十二月十三日）、これに関しては、昨年十一月十七日に最高裁の判決も改め

て出ている。この二つの判例についてどう評価するか。

②予定している臨時・非常勤の任用形態の見直しの際、退職手当または報償等で相当額の支給についても整備することは可能か。

○総務部長

①東村山市の件につきましては、市の嘱託職員に対する離職報償金の支給については適法であると支給が認められた例、中津市の件は市の嘱託員に対する退職手当の支給が認められなかった判例と理解しています。東村山市につきましては、東村山市嘱託職員に関する規則の中に離職報償金の特例として規定されており、それに基づいて支給しています。一方、中津市におきましては、常勤職員と同様の勤務形態であったこと等から、一般職の退職手当条例に基づき、退職手当の支給を求めたものです。この二つの判例については、退職手当、またはその相当額を支払うためには条例等の整備に加え、しっかりとした制度確立が必要になってくるものと考えています。

②現在、総務省において行われている研究会での議論及び県や他市を参考に、関係部署と調整を図りながら検討していききたいと考えています。



糸数 昌弘 議員

教育福祉行政、こどもの居場所づくりについて

①出前児童館事業の概要を伺う。

②出前児童館事業の実績を伺う。
③出前児童館の今後の事業方針を伺う。

○こどものまち推進部長

①出前児童館は児童館の未整備地区を中心に、子供たちの遊びや活動の場として、地域の身近な公民館などを拠点に、人材育成やコミュニティづくりに貢献することを目的として開催しています。遊びや体験型の講座など、子供たちが関心や興味を持てるような内容を工夫しているところです。主に小学生を対象としていますが、中学生や保護者同伴の幼児などの利用もあることから、状況に応じた幅広い各種プログラムを展開しています。

②出前児童館は今月から五カ所拡充し、合計十五カ所の公民館等を会場にして、月曜日から土曜日までの週一回、主に午後四時から午後六時まで開催しています。そこで遊びを取り入れたプログラムとして、地域の歴史やしまくとぅば、三線などを体験する機会を提供しています。平成二十七年度の実績としまして、十カ所で四百六十八回開催し、登録児童数が百六十四人、利用延べ児童数は六千一人となっています。

③本市では沖縄市児童館整備計画に基づき、一中学校区につき一カ所の児童館または児童館機能を有する施設の設置を目指していますが、八中学校区のうち既に三カ所整備をしており、未整備の五中学校区については、公民館等において出前児童館を実施しているところです。自治会の皆さんからは公民館を活用することで、子供の安全な居場所と同時に、地域コミュニティの場にもなることから、出前児童館をさらに推進してほしいとの御意見もいただいています。今後の拡充に向けましては、自治会か

らの御要望も踏まえながら、地域の実情に応じた安心安全な子どもの居場所づくりに取り組んでいきます。



喜納 勝範 議員

経済行政について

- ① 中心市街地の定住人口の推移について伺う。
- ② 中心市街地の定住人口の減少の要因とその対策について伺う。
- ③ 中心市街地住宅整備促進事業の中で空き家の解体にも取り組むのか。
- ④ 広島東洋カープのリーグ優勝と日本シリーズは本市の経済効果にどうつながったか。

- ◎経済文化部長**
- ① 平成十六年から平成二十六年の住民基本台帳による人口を比較すると、市全体で約一万人、七・八%増となっている一方、中心市街地は約二千四百人、十一%の減少となっています。
- ② 中心市街地において人口が減少している主な要因としては、近年、郊外部の市街化等が進んだ結果、郊外に移り住む傾向があります。また中心市街地内の住宅に比較的老朽化した物件が多く、若い世代のニーズに合う住宅がないことも挙げられています。対策として、中心市街地内における生活環境及び居住環境の改善に取り組んでいるところです。
- 具体的な取り組みの一つとして、昨年度よ

り中心市街地内の建物を解体し、新たに住宅を整備する方に対し、取り壊し費用の一部を補助する事業を実施し、今年度からは対象を戸建住宅へも拡大しています。中心市街地における生活環境をより一層改善させ、居住促進へとつなげていきたいと考えています。

③ 対象物件の入居の可否を問わず、建てかえを行う際は、当該事業の適用が受けられるものと考えています。

④ 広島東洋カープのクライマックスシリーズや日本シリーズの際、ミュージックタウン一階の音楽広場や市内の飲食店などでパブリックビューイングを実施しており、約千百万円以上の直接的な経済効果があったものと試算しています。今回のパブリックビューイングの実績も踏まえ、今後は商店街や通り会と連携を強化し、さらに地域の活性化を図っていききたいと考えています。



小谷 良博 議員

建設行政について

- ① 所有者が同じ土地を沖縄市の水路が分断している箇所がある。また建物が建っている箇所もあるが、市内にこのような事例はあるか。
- ② その土地の固定資産税は接道側と接道していない部分では違うのか。
- ③ 評価の基礎となる根拠があれば伺う。
- ④ 水路をまたいでる建築は可能か。
- ⑤ 水路の占用料は幾らか。
- ⑥ 登川公民館線に移設は可能か。

◎建設部長

① 市内には延長約四万五千メートルの水排水路、二万六千九百平方メートルの水路敷があり、民有地の間を市の水路が通っている箇所は各地域に点在しています。

◎総務部長

② 固定資産税の土地評価では土地の現状確認を行い、同様の使われ方をしているものであれば、複数の筆数であっても同一画地として評価します。土地全体の利用形態が同じであれば基準となる平米単価は接道側の筆も後ろ側の筆も同じ単価となっています。

③ 固定資産税は、評価の適正化と均衡を確保する観点から、地方税法に基づき総務大臣が定めた固定資産評価基準を用いて価格を決定しなければならぬと定められています。

◎建設部長

④ 水路で分断された敷地については、水路管理者から水路の占用許可等を受けることにより、一つの敷地として扱うことが可能となっています。建築する際は、水路管理者から占用許可等を得た後、建築確認申請による審査を受けていただくこととなります。また占用許可については、水路の維持管理上、支障がないような建築計画が求められますので建築は難しい状況です。

⑤ 本市における水路敷の占用料は、一平方メートル当たり年間五百円となっています。

⑥ 市による登川公民館線への水路移設は厳しい状況です。現在、水路の境界確定復元事業において、水路の境界確定及び現況の確認を行っています。その事業の中で、同様な状況の箇所数の把握に努めるとも

に、今後どのような対応が可能か検討していきます。



与那嶺 克枝 議員

観光行政について

- ① 中城湾港新港地区の振興についてどう考えているのか伺う。
- ② 中城湾港新港地区における企業誘致の状況、企業数、雇用人数等を伺う。
- ③ 中城湾港に係る港湾の整備についてはどうなっているのか。
- ④ 先日、市長は香港へクルーズ船の要請に行かれたが、来年もクルーズ船は来るのか。

◎経済文化部長

① 中城湾港の振興につきましては、今年度、中城湾港新港地区に隣接する近隣自治体と連携し、クルーズ船の受け入れを行っており、今月二十四日にも入港が予定されているところですので。今後は中部広域全体の取り組みとして、さらに観光振興を推進していきたいと考えています。また、さらなる大型船、四万トン以上の船が寄港できるように、しゅんせつなども含め、国、県に対し、引き続き強く要望をしていきたいと考えています。

◎経済文化部参事

② 平成二十八年度の企業数が二百二十一社、雇用者数が五千四百三十九人となっており、平成二十六年より四十五社、雇用

者数は七百九十三人ふえています。

③中城湾港新港地区に係る港湾整備につきまして、今年十一月十日に中部市町村会及び中部振興会において、内閣府及び国土交通省への要請を行っています。一方、中城湾港新港地区に入居する企業で構成する中城湾港新港地区協議会においても、現在、国、県に対する要請を予定しているところですが、市としても、これらの要請も踏まえつつ、港湾機能の充実に向けて国や県、関係機関、さらには中城湾港新港地区協議会とも連携を図りながら、新港地区の推進に取り組んでいきたいと考えています。

○市長

④去る十二月二日、議員の皆様方の御理解をいただき、中部広域市町村圏事務組合の理事長として、香港に本社のあるスタークルーズ社とドリームクルーズ社を訪ね、副社長、幹部の皆様と意見交換を行いました。正直申し上げまして、港自体は知ってはいるのですが、中部という観点が余りなかったような感じがしましたので、中部の観光ガイドや沖縄市の観光マップガイドの英語版を作成、持参し、提供してきました。そこで世界遺産の城跡、プラザハウスショッピングセンター、うるま市の闘牛、沖縄市のエイサーや、エイサーまつりのことをお話ししました。中城湾港の隣にはパヤオ直売店や漁港があり、マグロの解体ショーがあるということにも大変興味を示していました。そのようにして沖縄市、そして中部をPRしてきました。そして中部を観光ルートに乗せ、バスを使用するのであれば、中部広域市町村圏事務組合から助成金もあり、そういうことを中部の市町村民、圏域の市民が大変望んでおりますと

いうような話を申し上げて、ぜひとも中部地域、そして沖縄市にお越しいただきたいという要請を行いました。きっとこれに答えは返ってくるものだと期待しています。



阿多利 修 議員

高速バスを活用しての交通行政について

①障がい者の利用状況はどのようになっているか。
②バリアフリー化の促進についての対策等を伺う。

③沖縄南インターのバス停をコザ運動公園内に設置してはどうか。

④現在、南インターのバス停は高速道路の下を回って、もぐり込むようにした状況になっている。バスを下車してきついで階段を上らないと県道に出ることができず、タクシーを拾うのもままならない状況である。高速バス停をよりアクセスしやすい場所へ移動すれば、公共交通機関としてのアクセスのよさが障がい者にも優しいバリアフリーが一気に解決できるのではないか。結果、コザ運動公園の一体的な活用が図られ、市民や来訪者の利便性が大きく高められることにつながると思うがどうか。また、この周辺はサッカー場の跡地利用も検討されていると聞いている。ここを駐車場として整備すればパークアンド・ライドとしての活用もできると思うがどうか。

○建設部長

①沖縄県バス協会へ問い合わせたところ、利用状況は把握していないとのこと。

②路線バスは、ノンステップバスの導入等、障がい者への対応に関する取り組みが進められていますが、高速バスは、観光客の利用が多く、車体下の収納スペースが必要なことから、ノンステップバスの導入が難しいとのことであり、停留所につきましても、階段の設置にとどまっているなど課題があります。今後、課題解決に向け、関係機関等と調査研究を進めていきたいと考えています。

③運動公園内のバス停設置につきまして、管理面等の課題があり、難しいと考えていますが、沖縄南インターのバス停は、乗り継ぐための路線バスの運行がない状況であり、今後、高速バスから乗りかえが可能な新規路線バスの運行、高速バス停の利便性の高い場所への移設、バリアフリーへの対応など、公共交通ネットワークの構築に向け、関係機関等と調査研究を進めていきたいと考えています。

○仲本副市長

④現サッカー場の跡利用につきましては、さまざまな御意見や御要望があり、これまで検討を重ねてきたところです。コザ運動公園は、近年各種競技大会やスポーツ合宿などが盛んに行われており、スポーツ振興の拠点としてのアーリーナ建設も含め、さらなる充実を図る必要がある一方、大会やイベント開催時における駐車場不足の解消が大きな課題となっております。つきましては、中心市街地活性化の観点も考慮し、市施設全体の利便性の向上を図ることを目的に、市サッカー場の跡利用については、駐車場

として整備していきたいと考えています。また同駐車場の整備に向けては、パークアンド・ライドの活用も含め、今後、検討したいと思えます。



仲宗根 誠 議員

放課後児童クラブについて

①概要について伺う。
②支援内容と支援額について伺う。
③障がいを持った子供たちの受け入れに関して、現在、市はどのような支援を行い、一人幾らの支援があるのか。

④障がいを持ったお子さんを一人受け入れた場合でも四人受け入れた場合でも一人の支援員で百七十四万八千円の支援額というのは実情にそぐわない気がするが、当局の見解を伺う。

⑤気になる子の受け入れの支援内容を伺う。
⑥ひとり親世帯への支援と利用料の負担軽減の実施について伺う。

⑦施設の新規設立支援について伺う。
⑧民設民営の放課後児童クラブに対する支援を模索できないか。
⑨小学校（幼稚園）との連携について伺う。
⑩小学校と放課後児童クラブの連絡協議会等を立ち上げてはどうか。

○こどものまち推進部長

①放課後児童クラブは昼間家庭に保護者がいない小学生に対し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的としています。

② 学童クラブを利用する児童が心身ともに健やかに育成される環境を保障するため、市に届け出を行った民設民営の学童クラブに対し、沖縄市放課後児童健全育成事業補助金において各種補助を行っています。また沖縄市放課後児童支援センター A S S C (アस्क) において、会計管理等に対する助言等を行うとともに、支援員等の質の向上を目的とした研修を実施しています。

平成二十八年度の民設民営の学童クラブ三十力所に対する沖縄市放課後児童健全育成事業補助金交付決定額は合計約二億三千万円、平均で一力所当たり約六百七十万円です。

③ 平成二十八年五月一日現在、学童クラブで受け入れている障がいを持つ児童は四十六人で、民設民営の学童クラブに対し、障害児受入推進事業補助金を交付しています。また県の障がい児担当者向け研修会への参加を促し、障がい児の受け入れを推進しているところです。

障害児受入推進事業において、障がい児童が一人学童クラブに在籍する場合、支援員と人件費加配の国の基準額は年額百七十四万八千円です。

④ 現在、国の補助事業では障がい児一人から四人までを一つの支援単位として、人件費一人分百七十四万八千円を補助するという制度設計になっており、五人目以上は障害児受入強化推進事業として、さらに加配するということになっています。御指摘のとおり、一人から四人までの単位では、加配が一人というのは現場にとっても大きな負担であると認識しています。今後どのような形でサポートができるのか、市としても検討していきたいと考えています。

⑤ 学童クラブでは発達の気になる児童に

ついて、保護者との信頼関係を築きながら、日常生活の様子について情報を共有し、必要に応じて、相談機関等を紹介するなど、適切な支援に努めているところです。発達気になる児童は年々増加傾向にあり、専門の見地からの支援も必要となることから、職員のスキルアップのための研修が重要であると認識しています。

⑥ ひとり親世帯の多くは、学童クラブを必要とする状況にあることが想定されますが、利用料が大きな経済的負担になると思われまます。ひとり親世帯の学童クラブの利用料の負担軽減については早急に取り組むべき課題であると認識しており、平成二十九年年度から減免の実施を目指し準備を進めています。

⑦ 国の補助事業の一つに、民家等を活用した新たな学童クラブの実施に必要な賃借料等の補助を行う事業がありますが、運営主体は原則市町村となっており、民設民営の学童クラブは対象外となっています。

⑧ 民設民営の学童クラブへの家賃補助につきましましては、地域の実情があり、一層の調査研究に努めていきたいと考えています。

⑨ 幼稚園との連携につきましましては、各幼稚園に学童クラブの住所や連絡先が記載された一覧表を掲示し、保護者に情報提供を行っております。小学校が学童クラブと連携しやすいよう、幼稚園においても引き続き情報を提供していきます。

○指導部長

⑩ 小学校と放課後児童クラブの連携につきましては、直接連絡調整を行う場合は現状では設けていませんが、学童クラブの存在は重要だと認識しており、今後も校長会や教頭会を通し、児童の放課後の居場所づくり

に取り組んでいる関係機関と連携、連絡を密にし、放課後の子供たちの健全育成が図られるよう助言していきます。

民設民営の学童クラブ三十力所に対し、沖縄市放課後児童健全育成事業補助金を交付しており、交付決定額は約二億三百万円です。補助金交付に当たりましては、補助金交付要項第十二条に基づき、平成二十八年度は平成二十八年八月に交付決定額の六〇%、十一月に交付決定額の三〇%を概算払いしています。さらに平成二十九年五月には各学童クラブからの実績報告に基づき、補助金確定後の差額を交付する予定です。



榮野比 和光 議員

学童保育について

① 補助金の概算払いはどのように行われているのか伺う。

② 前年度や過去の実績報告で、各クラブの年間所要額は把握できると思う。前年等の実績報告に基づき、年度当初の四月に補助金の支払いをするなど、柔軟に対応できないか。

③ 沖縄市放課後児童健全育成事業補助金より先に、つなぎ資金として市が単独で補助することはできないか。

④ 受け入れる障がい児が一人から四人までは補助金基準上、放課後児童支援員の配置は一人となつている。障がいのある児童に対し、きめ細かな支援を行うため、障がいの程度に応じ、市行政が受け入れ先の放課後児童クラブを調整することは可能か。

⑤ 臨床心理士の配置はいつごろを予定しているか。

○こどものまち推進部長

① 平成二十八年度は市に届け出を行つた

② 同補助金の交付に当たりましては、必要書類を添付の上、交付申請を行つただいいていますが、適正な補助金交付を図るため内容を精査する必要があります。実績報告書の点検整理作業もあり、年度当初の四月の概算払いは厳しいものがありますが、学童クラブの現場の運営状況を考慮し、引き続き可能な限り早期の補助金交付に努めていきます。

③ 放課後児童健全育成事業補助金につきましては、国及び県からそれぞれ三分の一の補助があります。つなぎとして市単独の補助があります。つなぎとして市単独の一般財源による対応につきましましては、市全体の補助金の仕組みとの整合性及び本市の厳しい財政状況を踏まえると現時点では困難ですが、学童クラブの安定的な運営をサポートするため引き続き、できるだけ早期に一回目の概算払いが可能となるよう最大限努めていきます。

④ 学童クラブの利用につきましましては、保護者が希望するクラブに直接申し込みを行い、各クラブにおいて利用者を決定していることから、市による直接的な利用調整は困難です。一人一人の障がいの程度に応じた適切な支援が求められていることから、今後も学童クラブと意見交換をしながら障がいを持つ児童の適切な支援に努めていき

ます。
⑤学童クラブの現状を踏まえながら課題を整理し、沖縄市子ども・子育て支援事業計画に基づき、平成二十九年度からの配置を目指して検討しているところですが、



喜友名 朝彦 議員

教育行政について

- ①小中学校における学校給食の一年間の残量はどれくらいか。
- ②どのような学校が多く残すのか。
- ③残る理由を調査しているか。理由は何か。
- ④各学校において先生、児童・生徒で残った食べ物を処理している現場を見に行っただことがあるか。
- ⑤給食が多く残る現状を教育委員会としてどう考え、どう取り組んでいくのか。

○指導部長

①昨年度の残量は中学校六十九トン、小学校八十八トン、全体で百五十七トンです。
②児童生徒数によるというわけではなく、その日の献立等によっても残量が変わってきます。給食センターでは年に二回、各調理場ごとに小中学校、各一校を対象に残量調査を一週間実施しており、最近の残量調査では中学校で約一一％、小学校で一四％発生しています。
③給食センターによる年二回の残量調査のほか学校へ出向き、食育授業や給食訪問など平成二十七年度は百六回実施しました。そのときに多かった回答として「家で食べ

たことがない」、「魚には骨がある」、「スモモやサクランボ等の果物は酸っぱい」などの声がありました。残量調査の結果から、主食ではパンより御飯の残量が多く、野菜や豆類、海藻などが多く使われている料理の残量が目立っています。

④食べ残しの処理現場を見に行くという取り組みは行っていますが、食育の授業の中で食べ残しの給食の状態を見せたり残飯の写真を見せることで食べ物を粗末にすることを考えていないということを通して、食事の大切さを指導しています。

⑤食の大切さを子供たちや保護者、先生たちに指導するとともに、教育委員会内部や市長部局の関係部署とも連携し、取り組んでいきたいと考えているところです。特に学校給食は成長期にある子供たちに必要な栄養バランスを考えてつくられており、食育を通しながら、しっかり食べることによって成長期の心身の成長、正しい食習慣につなげたいと考えています。



千葉 綾子 議員

成年後見制度利用支援事業について

- ①成年後見制度とはどのようなものか。
- ②市町村長が申し立てをした場合、どのような方が成年後見人等となるのか。
- ③相談窓口はどのようなになっているか。
- ④市内で成年後見制度を利用している人数を伺う。
- ⑤利用者の推移について、過去五カ年にお

ける市長申し立ての件を伺う。
⑥申し立て件数が年々増加しているようだが、その要因を伺う。
⑦周知の方法はどのようなものか。

○健康福祉部長

①成年後見制度は、平成十二年の介護保険法の施行と同時に始まった制度で、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者である成年後見人等を家庭裁判所に選任してもらうことで法的に支援する制度で、状態に応じ、成年後見人、補佐人、補助人の三つの類型があります。通常は配偶者や親族が所定の手続を行い、成年後見人等が選任されることとなりますが、親族等がおらず、手続が行えない場合には市町村長が申立人となり、家庭裁判所で所定の手続を行うことが可能となっています。

②成年後見人等は本人の状況に応じて、家庭裁判所が選任しています。市長申し立ての場合、親族が適切に申し立てを行えない場合の制度であることから、親族以外の専門職である弁護士、司法書士、社会福祉士等が選任されています。
③相談窓口は家庭裁判所となっていますが、問い合わせがあれば障がい福祉課や高齢福祉課の窓口でも対応しています。なお、現状としまして、医療機関や福祉機関、また市が委託をしている相談支援事業所等の相談員からの相談により市長申し立てにつながるケースが多くなっています。

④最高裁判所が公表している各家庭裁判所別の申立人と本人との関係別件数によると、県内で平成二十七年一月から十二月の一年間で成年後見の申し立てを行った件数は

は三百八十件。そのうち市町村長による申し立て件数は八十九件です。

⑤平成二十三年度九件、平成二十四年度二十三件、平成二十五年度二十一件、平成二十六年二十五件、平成二十七年二十九件で、過去五カ年間の市長申し立ての総件数は百七件となっています。

⑥制度の周知が図られてきたこと、権利擁護の意識が高まったことなどが考えられます。また市長申し立てにおいては、親族の存在確認の範囲が四親等以内から二親等以内に緩和され、市町村の事務負担が軽減されたことで、裁判所へ申し立てを行う期間が短縮されたことや、申し立てを行う担当職員の増員を図ったことも要因の一つと考えています。

⑦制度の周知については、市が委託している相談支援事業所や高齢者支援センター等の関係機関へパンフレットなどを配布し、周知を図っているところであり、対象と思われる方がいらっしゃる場合は家庭裁判所、もしくは役所へ相談に行くよう促しているなど、行政窓口や委託先の相談支援事業所等へ寄せられる相談の中から、市長申し立てにつながるケースも多いためです。今後とも成年後見制度の周知に努めていきます。



桑江 直哉 議員

建設行政について

①県道二〇号線の進捗状況並びに高原十字路の拡幅工事について伺う。

②十二月十四日の新聞記事で、二〇〇八年に沖縄市役所前から拡張工事のため中城村に移植したクスノキ五十九本のうち四十九本が瀕死の状態で、県道二〇号線へ返すことは難しい状況とのことだった。以前あったクスノキの木通りに対する市民の思いは強く、復元してほしいという声も聞こえるが、市としてクスノキ並木のあり方についてどう考えているのか。県に対して今後どのような働きかけをしてくのか。

○建設部長

①県道二〇号線については、県において胡屋十字路付近から胡屋照屋線までの区間を一工区として整備を進めており、平成三十三年度の工事完了予定と伺っています。胡屋照屋線からタウンプラザかねひで高路店付近までの二工区については現在、補償交渉が進められており、平成三十年より工着手の予定と伺っています。タウンプラザかねひで高路店から高原十字路手前までの区間については、平成二十九年より都市計画変更や事業認可等の手続を行い、その後、補償交渉、工着手が予定されています。高原十字路から泡瀬ビジュアル前交差点までの区間は、今年度で予備設計を実施しており、平成二十九年より都市計画変更や事業認可の手続を行い、その後、片側二車線の道路として整備される予定と伺っています。

②くすの木通りは、本市景観計画における方針において、クスノキによる緑のトンネルの再生を図ることとしています。くすの木通りの整備については、毎年開催される県中部土木事務所との意見交換会において、整備に伴い植栽されたクスノキの一部

が枯れた状態となっていたことから、早期に対応いただけるよう要請しています。今回の新聞掲載のあったクスノキの対応も含めて、かつてのクスノキ並木による緑のトンネルが復元できるよう、県に要請していきます。



伊佐 強 議員

屋内・屋外スポーツ施設について

①白川にある米軍施設の一般開放は可能か。
②水はけの悪い施設の改修工事は可能か。
また、その費用を伺う。

③新施設の建設予定はあるか。

○企画部長

①白川地区の野球場は米軍施設となっており、市民への一般開放については沖縄防衛局や米軍に伺ってみたいと考えています。

○教育部長

②コザ運動公園内のサブトラック兼ソフトボール場は余り水はけがいいほうではありませんが、現在、改修工事の予定はありません。

改修工事が必要な学校施設としては、室川小学校の運動場があります。雨天が一日続くと翌日まで水がはかない状況があり、学校側からも改修について要望を受けているところです。今後の対応として次年度、運動場整備の基本設計業務、その後、改修工事に移る予定であり、学校及び関係部署と協議を行いながら、改善に向けて取り組

んでいきたいと考えているところです。改修費用について直近の設計額を参考に算出しますと、約六千万円と考えています。

○建設部長

②公園の改修につきましては、予算や各地域のバランス等を勘案し行っており、現時点で諸見里公園及び明道公園の多目的広場の全面的な改修工事の予定はありませんが、諸見里公園につきましては排水機能を向上させることが可能か現場調査を行いながら予算に配慮しつつ検討しているところから、全面的な改修工事の予定がないことから、費用の算出には至っておりません。

③公園につきましてはさまざまな役割、利用形態があります。屋外スポーツ施設の整備につきましては、それぞれの公園の機能を考慮するとともに、地域のさまざまな意見、予算確保、維持管理なども含めた調査検討が必要となります。また、既存の屋外スポーツ施設におきましてもさまざまな御意見をいただきながら、施設の充実や利便性の向上を図っていくとともに、現在整備中の（仮称）美東公園、若夏公園屋外スポーツ施設の早期供用開始に努めていきたいと考えています。

○教育部長

③新施設の建設予定はありません。



池原 秀明 議員

教育福祉行政について

①本市の就学援助の支給対象費目を伺う。
②国からは部活動、生徒会費、PTA会費、体育実技用具費等についても交付されているはずである。きちんと子供たちが活用できるようにすべきではないか。
③本市の就学援助を受けられる年収と所得の目安は幾らか。

④本市の就学援助の支給はどのようになされているか。

⑤本市の入学準備金は何月に支給されるか。
⑥入学前に準備が必要となるランドセルや学用品、制服等は三月ごろまでにそろえなければならぬため、群馬県太田市、東京都八王子市は判定基準の前倒しで三月支給を来年から実施することになっている。本市も支給改善について検討できないか。

⑦平成二十七年要保護児童生徒援助費補助金の事務処理について（通知）の内容について、児童生徒が援助を必要とするときに支給されているか。また、年度途中の父兄の退職、病気等により、いつでも申請は可能で、そして支給されるか。また、学年途中にクラブ活動に参加した場合の武具等の支給はどうか。

⑧進要保護に係る就学援助費について、予算の確保、支給等適切に実施されているか。

⑨進要保護の認定基準は県では十項目あるようだが、本市では幾つ採用しているか。
⑩県の進要保護認定基準四の生活状態が悪

いと認められる者とは誰が認定しているのか。

○指導部長

①国が示す学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、通学費、修学旅行費の十費目に学校給食費と医療費を加えた十二費目のうち本市で対象としている費目は、学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費等、また校外活動費、修学旅行費に学校給食費と医療費を加えた七費目となっています。現在のところ、市独自の費目はありません。

②財政的な課題と学校や個人によって対象や金額が異なるため、実態把握による実費確認が困難という実務上の課題があると考えていますが、就学援助受給世帯のさらなる負担軽減を図るためにも、他自体の状況を踏まえつつ、制度の拡充を検討していきます。

③就学援助の対象者は、生活保護が廃止停止された世帯、市民税非課税世帯、児童扶養手当を受給している世帯、世帯の収入が基準額未満の世帯、その他特別な事情がある世帯に分けられます。年収等の目安については、保護基準の一・三倍未満、親一人、小学生一人の場合、総収入額約百八十一万円未満。両親、小学生一人の場合、総収入額約二百三十八万円未満。両親、幼児一人、小学生二人、中学生二人の場合、総収入額約四百二十万円、世帯構成や年齢、所得控除等によって異なるので、おおよその目安と捉えていただきたいと思います。

④修学旅行費、学校給食費、医療費を除き年二回、前期四月から九月分を十月に、後期十月から三月分を二月に支給しています。

す。学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費は保護者の指定する口座へ、学校給食費、修学旅行費については学校長の指定する口座へ振り込みしています。また、医療費は病院や薬局など、診療機関へ直接振り込んでいます。

⑤新入学児童生徒学用品費は十月に支給しています。

⑥入学前に準備する必要があるランドセルや制服を対象とする援助費目の支給が十月となっていることにつきまして保護者の負担軽減を図るためにも、調査研究の上、支給時期の早目の見直しを検討していきます。

⑦就学援助制度を利用するに当たり、学務課で認定の可否を審査し、学校を通じて保護者へ通知されます。非認定となった世帯も後日、変動等があり、定められた特別な事情に該当することになった場合は適宜対応しています。

体育の授業等で使われる武道着等につきましては支給対象です。また、手続に関しても状況が変われば暫時、手続を行っています。

⑧過去の就学援助率や次年度推計人数をもとに当初予算額を要求しており、不足の際には適宜、補正予算を計上する等、受給者の不利にならないように対応していきます。

⑨県が市町村に行った調査によりますと、準要保護を認定している基準は、十項目あったと聞いています。準要保護の対象となる基準は各市町村で異なっており、沖縄市で対象となるものは八つです。

⑩市町村民税の減免がある場合など、特別な事情により経済状況が悪化した際のことを指しているかと思いますが、沖縄市の

八つの基準のいずれかに該当する場合は、年度途中でも援助対象となります。審査は学務課、認定者は教育長となります。



浜比嘉 勇 議

施政方針より

①(仮称)沖縄市多目的アリーナは、「観せる」施設、「使いやすい」施設として、これまで県内にはなかった空間を提供できる施設を目指すと言っている。アリーナだけで百三十五億円、周辺整備を含めると百七十億円という膨大な予算を伴うということだが、沖縄市は自主財源が乏しい。国立の多目的アリーナをつくらせるといふ考え方はなかつたのか。完成後、管理運営を国が県が行えば、沖縄市の財源から出さなくていい。しかし、経済の波及効果は沖縄市が多く受けるということ、今からでも遅くはないのではないのか。多目的アリーナの運営を国や県に要請する考え方はなかつたのか。

②沖縄市として、この脆弱な自主財源にしては物が大き過ぎるのではないかということ、心配している。本来、用地費幾ら、建設費幾ら、国からの補助は幾らで、足りない分を市債でという形で説明をするのが当局のあるべき姿だと思いが、これが見えない。こんなあり方でこれだけ大きいものをつくるのはおかしくないか。国からの補助率と額が幾らなのか教えてほしい。

○企画部長

①六月には全体計画をつくりましたので、一月から実施設計等を着実に進めたいというところで今、準備を進めているところです。

②全体計画を六月に策定し、ようやく防衛省、財務省ともお話ができる状況になっているということ、御説明しました。全体の百七十億円という総事業費につきまして、十二月補正予算でECI方式ということで方式も提案させていただきました、事業費についても圧縮ができるように現在検討を重ねているところです。防衛省につきましても、全面的に協力をしていきたいというお話もありますので、これから実現できるように努力していきたいと考えています。

○上田副市長

②補助率がどのように決まってくのかということですが、一般論としましては、実施設計が明らかになり、ある程度の詳細な額が出てから基本的には決まってくるものと認識しています。その中でどういう形で本市として予算組みをしていくのか、どういう手当てをしていくのかということにつきまして、改めて議員の皆様にも御説明をさせていただき、進めていきたいと考えています。

◆11月臨時会・12月定例会で可決された意見書及び決議◆

3件の意見書、決議が可決され、関係行政省庁へ提出されました。

- ◆米軍普天間基地所属MV-22オスプレイの相次ぐ事故に対する抗議決議
- ◆米軍普天間基地所属MV-22オスプレイの相次ぐ事故に対する意見書
- ◆住宅防音工事の予算確保とコンター見直しを求める意見書

米軍普天間基地所属MV-22オスプレイの相次ぐ事故に対する抗議決議

去る12月13日午後9時50分頃、夜間訓練中の米軍普天間飛行場所属垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイが名護市安部の沿岸部に不時着水し大破する事故が発生し、さらに同日、別のオスプレイが普天間飛行場に胴体着陸したことも確認された。

オスプレイについては、全県挙げての強硬配備反対の声を押し切り配備された背景もあり、運行規則を守らない飛行の目撃や騒音被害の苦情も後を絶たず、また、本市においても、最近では普天間飛行場を離発着するオスプレイによる本市東部地区の騒音の増大が確認されるなど、基地被害軽減とは程遠い現状に市民、県民の日米両政府、米軍への不信任は募るばかりである。

今回の事故は住宅地に程近い沿岸部で起きており、万が一にも住宅地上空で事故が起きれば、住民を巻き込んだ大惨事となることは明白であり、基地周辺住民の不安は計り知れず、何ら改善されない米軍基地を取り巻く現状に市民、県民は苛立ちを隠せないでいる。

さらに、一連の報道によると米軍は今回の事故を「制御可能な不時着であった」としており、四軍調整官の記者会見でも基地周辺住民の苦悩を何ら顧みることのない発言が見られるが、墜落の恐怖に毎日の生活を脅かされている基地周辺住民の感情を激しく逆なでするものであり、断じて容認することはできず、憤りを禁じ得ない。

よって、沖縄市議会は市民の生命・財産・安全を守る立場から、米軍普天間基地所属MV-22オスプレイの相次ぐ事故に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項の速やかな実現を要求する。

記

1. 事故原因が究明されるまでの間、オスプレイの飛行を中止すること。
2. 全ての米軍機について徹底した整備と安全管理の強化を図ること。
3. 原因を徹底的に究明し、早急に公表すること。

以上、決議する。

平成28年12月19日
沖縄市議会

宛先

駐日米国大使 在日米軍司令官 第三海兵遠征司令官 在日米軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事

米軍普天間基地所属MV-22オスプレイの相次ぐ事故に対する意見書

去る12月13日午後9時50分頃、夜間訓練中の米軍普天間飛行場所属垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイが名護市安部の沿岸部に不時着水し大破する事故が発生し、さらに同日、別のオスプレイが普天間飛行場に胴体着陸したことも確認された。

オスプレイについては、全県挙げての強硬配備反対の声を押し切り配備された背景もあり、運行規則を守らない飛行の目撃や騒音被害の苦情も後を絶たず、また、本市においても、最近では普天間飛行場を離発着するオスプレイによる本市東部地区の騒音の増大が確認されるなど、基地被害軽減とは程遠い現状に市民、県民の日米両政府、米軍への不信任は募るばかりである。

今回の事故は住宅地に程近い沿岸部で起きており、万が一にも住宅地上空で事故が起きれば、住民を巻き込んだ大惨事となることは明白であり、基地周辺住民の不安は計り知れず、何ら改善されない米軍基地を取り巻く現状に市民、県民は苛立ちを隠せないでいる。

さらに、一連の報道によると米軍は今回の事故を「制御可能な不時着であった」としており、四軍調整官の記者会見でも基地周辺住民の苦悩を何ら顧みることのない発言が見られるが、墜落の恐怖に毎日の生活を脅かされている基地周辺住民の感情を激しく逆なでするものであり、断じて容認することはできず、憤りを禁じ得ない。

よって、沖縄市議会は市民の生命・財産・安全を守る立場から、米軍普天間基地所属MV-22オスプレイの相次ぐ事故に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項の速やかな実現を要求する。

記

1. 事故原因が究明されるまでの間、オスプレイの飛行の中止を求めること。
2. 全ての米軍機について徹底した整備と安全管理の強化を図るよう求めること。
3. 原因を徹底的に究明し、早急に公表するよう求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月19日
沖縄市議会

宛先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣

沖縄市議会だより

住宅防音工事の予算確保とコンター見直しを求める意見書

現在、沖縄市には、米軍嘉手納飛行場を離発着する航空機等の騒音に悩まされ、平穏な暮らしを送れない市民が大勢おり、とりわけ住宅防音対象区域内では、防音工事を希望しているにもかかわらず多くの待機者が存在している。

これまで国は、こうした実態を踏まえて、住宅防音予算を平成26年度までは毎年増額、補正予算も相当額計上してきたが、平成27年度、平成28年度当初予算では対前年度比で減少させ、さらには補正予算も計上していない。

このままでは安全保障の名の下に、基地負担だけが押しつけられ、平穏安全な生活が脅かされ続けることになり、到底、認められるものではない。

また、コンター見直し作業が始まっており、その結果発表が3月末へと変更されたものの、配備見込みのあるF-35戦闘機の訓練等の騒音被害が見えないことや、以前より住宅防音区域指定地域以外における航空機騒音激化が問題となっている。

特に市東部地域から航空機の騒音に関する苦情が多く寄せられている状況にあり、航空機騒音の激しい市域内で同様に騒音被害を受けながら防音工事対象とならない世帯が存在するなど、市域内で不公平感を生じさせている。

このようなことから、基地周辺市町村の意見を十分に聞くことのない判断では、住民の反発を招く恐れがあり、見直し作業に当たっては、基地周辺市町村及び住民の意見を十分に聴取する必要がある。

よって、国においては、下記の事項について実現するよう強く要請する。

記

1. 嘉手納飛行場周辺における住宅防音工事について、平成29年度予算概算要求額を満額確保すること。
2. 平成28年度補正予算が計画されれば、住宅防音予算を計上すること。
3. 住宅防音工事の対象となる住宅について、区域指定告示後に建築された住宅も対象とすること。
4. コンター見直し作業については、F-35戦闘機の配備等の特殊事情を勘案し、基地周辺市町村及び住民の意見に配慮し、住宅防音工事の対象となる地域を沖縄市全域に拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月19日
沖縄市議会

宛先
内閣総理大臣 防衛大臣

平成27年度沖縄市一般会計歳入歳出決算認定について



平成27年度沖縄市一般会計歳入歳出決算認定について、9月定例会で10人の委員で構成される決算審査特別委員会が設置され、慎重に審査が行われました。委員会の審査経過及び結果について12月定例会本会議で森山政和委員長より報告がなされ、平成27年度沖縄市一般会計歳入歳出決算は認定されました。

【決算審査特別委員会(10名)】

委員長	副委員長	委員			
森山 政和	小谷 良博	糸数 昌弘 喜納 勝範	島田 茂 藤山 勇一	金城 由美 新里 治利	諸見里 宏美 前宮 美津子

沖縄市議会だより

議案番号	議案名	議決結果	会派躍進							護憲フォーラム					市民クラブ・新風会				公明党			一志会		日本共産党			和の会			
			小浜	糸数	島田	普久原	新屋	金城	喜友名	浜比嘉	新垣	伊佐	桑江	諸見里	高江州	喜納	稲嶺	屋富祖	森山	島袋	与那嶺	藤山	高橋	阿多利	仲宗根	新里	池原	千葉	前宮	小谷
第215号	平成28年度沖縄市一般会計補正予算(第4号)修正案	否決 11:14	×	×	×	議	×	×	×	-	○	○	○	○	○	×	○	○	-	×	×	×	×	-	×	○	○	○	×	×
	平成28年度沖縄市一般会計補正予算(第4号)原案	可決 14:11	○	○	○	長	○	○	○	-	×	×	×	×	×	×	○	×	×	-	○	○	○	-	○	×	×	×	○	○

第386回定例会において賛否があった議案について ※議長は採決に加わりません。
 ※ ○：賛成 ×：反対 -：不在（退席含む） 欠：欠席

11月臨時会・12月定例会

インターネットネットライブ
 放映配信アクセス件数(延べ) 傍聴者数

11月25日	1,179	11月25日	0
12月 1日	1,514	12月 1日	0
5日	3,728	5日	0
6日	470	6日	0
9日	68	9日	0
13日	2,794	13日	3
14日	2,098	14日	11
15日	1,631	15日	3
16日	1,945	16日	7
19日	2,532	19日	5

行政視察来市状況

月	日	団体名	人数	調査事項
10	25	岡山県議会	13	沖縄市防災研修センターの概要について
11	1	八代広域行政事務組合議会	12	消防本部の現状と課題、施設の近代化状況等について
11	7	福岡県議会	17	市街地再開発事業(中の町A地区:コザ・ミュージックタウン)の概要について
11	9	鳥取県鳥取市議会	5	中心市街地活性化について
11	17	奈良県五條市議会	9	議会運営等について

議会活動(平成28年9月～11月)

9月	22～24日	琉球ゴールデンキングスBリーグ開幕戦応援
10月	14日	2016広島東洋カープクライマックスシリーズ応援
	15～16日	豊中市市制施行80周年記念式典
	22～23日	2016広島東洋カープ日本シリーズ応援
	27日	嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会(三連協) 「航空機の深夜・早朝飛行の強硬実施についての抗議行動」
11月	10月31日～2日	基地に関する調査特別委員会行政視察
	4～5日	東海秋まつり2016
	8～9日	全国市議会議長会第101回評議員会
	10日	全国市議会議長会基地協議会の活動状況等に関する説明会
	18日	平成28年度沖縄県市議会議員・職員研修会

平成28年11月第385回臨時会 審議結果一覧

提出者	番号	件名	議決月日	結果
市長	議案第201号	沖縄市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	11月25日	原案可決
〃	議案第202号	沖縄市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃
〃	議案第203号	沖縄市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃
〃	議案第204号	平成28年度沖縄市一般会計補正予算(第3号)	〃	〃
〃	議案第205号	平成28年度沖縄市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	〃	〃
〃	議案第206号	平成28年度沖縄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	〃	〃
〃	議案第207号	平成28年度沖縄市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	〃	〃

平成28年12月第386回定例会 審議結果一覧

提出者	番号	件名	議決月日	結果
市長	議案第208号	沖縄市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	12月13日	原案可決
〃	議案第209号	沖縄市雇用促進等施設条例	〃	〃
〃	議案第210号	沖縄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	12月5日	〃
〃	議案第211号	沖縄市税条例等の一部を改正する条例	〃	〃
〃	議案第212号	沖縄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	〃	〃
〃	議案第213号	沖縄市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	〃	〃
〃	議案第214号	沖縄市都市計画事業土地区画整理事業施行条例及び中部広域都市計画事業土地区画整理事業基金条例の一部を改正する条例	〃	〃
〃	議案第215号	平成28年度沖縄市一般会計補正予算(第4号)	〃	〃
〃	議案第216号	平成28年度沖縄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	12月6日	〃
〃	議案第217号	平成28年度沖縄市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	〃	〃
〃	議案第218号	平成28年度沖縄市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	〃	〃
〃	議案第219号	平成28年度沖縄市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	〃	〃
〃	議案第220号	平成28年度沖縄水道事業会計補正予算(第1号)	〃	〃
市長	認定第15号	平成27年度沖縄市一般会計歳入歳出決算認定について	12月13日	認定
〃	認定第16号	平成27年度沖縄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
〃	認定第17号	平成27年度沖縄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
〃	認定第18号	平成27年度沖縄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
〃	認定第19号	平成27年度沖縄市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
〃	認定第20号	平成27年度沖縄市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
〃	認定第21号	平成27年度沖縄市水道事業会計決算認定について	〃	〃
〃	報告第111号	専決処分報告について	12月5日	報告
監査委員	報告第112号～115号	例月出納検査報告	12月19日	〃
議長	報告第116号	諸般の報告	〃	〃
議員	決議第14号	米軍普天間基地所属MV-22オスプレイの相次ぐ事故に対する抗議決議	〃	原案可決
〃	意見書第23号	米軍普天間基地所属MV-22オスプレイの相次ぐ事故に対する意見書	〃	〃
〃	意見書第24号	住宅防音工事の予算確保とコンター見直しを求める意見書	〃	〃
陳情	陳情第103号	平成29年度住宅防音工事の予算確保とコンター見直しについて(陳情及び意見書採択の依頼)	〃	採択